

後期高齢者医療保険料



ご確認ください！

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

POINT

1

送付される通知を確認しましょう



令和 7 年度の保険料の決定通知書を 8 月中旬に送付します。



8 月中旬



▼納付方法をもう一度ご確認ください

保険料は原則、特別徴収（年金から天引き）です。しかし、前年度から変更になっている場合もありますのでしっかり確認してください。

年度途中で 75 歳になった人や年金受給額が 18 万円未満の人は普通徴収（納付書が口座振替）で納付してください。

POINT

2

保険料率の激変緩和措置は令和 6 年度のみのものであります



▼保険料率是一律です

保険料が大きく上がることを防ぐため、令和 6 年度は一部の被保険者に緩和措置を行いました。

令和 7 年度はその緩和措置がなくなるため、所得や資格取得時期に関わらず、すべての被保険者が一律となります。

区分	令和 6 年度の保険料率		令和 7 年度の保険料率
被保険者均等割額 (被保険者が等しく負担)	年額 45,900 円		年額 45,900 円
所得割率 (被保険者が 所得に応じ負担)	賦課のもととなる所得※ 58 万円超	8.98%	8.98%
	賦課のもととなる所得※ 58 万円以下	8.64%	
賦課限度額	令和 5 年度末有資格者	73 万円	80 万円
	令和 6 年度資格取得者	80 万円	

一律に変更

※賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大 43 万円）を控除した金額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません）。

POINT

3

低所得者の均等割軽減措置の判定基準が見直されました



令和 7 年度より「5 割軽減」と「2 割軽減」に該当する人の所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額	軽減後の均等割額
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	13,770 円
5 割軽減	43 万円 + 30.5 万円※① × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	22,950 円
2 割軽減	43 万円 + 56 万円※② × 被保険者数 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	36,720 円

※① 改正前は 29.5 万円

※② 改正前は 54.5 万円